

プロポーザル審査要領

1. 一次審査（書類審査）60点

提出された、参加申込書等から下記の項目を事務局で審査を行う。

審査項目

(1) 組織・体制、業務遂行能力【20点】

- ・過去及び現在における相談又は報告が可能なシステムの業務実績があり、システム構築に期待できるか。
- ・実効性のある工程で、業務を任せられる十分な体制が整っているか。

(2) システム内容【40点】

- ・業務内容を理解した上で、明確なコンセプトを持っているか。
- ・要求水準を満たしたシステムか。
- ・職員の事務の効率化や負担軽減に期待できるか。
- ・操作性が容易であるか。

2. 二次審査（プレゼンテーション審査）100点

提出された、参加申込書、提案書、見積書等、審査委員会で個別対面によるプレゼンテーションにて審査を行う。

審査項目

(1) 信頼性【15点】

- ・十分な知識や技術を有する人材を配置しているか。
- ・構築から運用後の円滑な支援体制が整っているか。
- ・同規模以上の他団体に対して十分な導入及び稼働実績を有しているか。
- ・本システムを構築するにあたり、想定されるリスク対策が考慮されているか。

(2) 保守体制【10点】

- ・ハードトラブルなど、現地対応を必要とする障害について迅速な対応が実施できる体制が十分であるか。
- ・システム問合せ、ハードウェア、ネットワーク障害など、一元的な保守実施が可能か。
- ・初期導入時や本稼働後において、十分な研修が実施できるか。
- ・職員異動等に伴い、随時操作研修が必要となる場合、保守範囲内で実施できるか。
- ・操作マニュアルや運用マニュアルの具体的な提案がなされているか。

(3) システム性能【35点】

- ・本市が要求するシステム必須機能要件を満たしているか。
- ・視覚的に見やすいシステムとなっているか。
- ・ユーザーからの要望等がシステム機能に反映されているか。
- ・職員の作業負担軽減が十分に図れる機能を有しているか。
- ・児童相談業務を想定したシステム利用だけでなく、将来的には総合相談（包括的相談事業等）のシステム利用が行える拡張性を有したシステムとなっているか。
- ・セキュリティ対策を講じているか。
- ・データバックアップなどデータ保護対策が提案されているか。

(4) 構築技術【10点】

- ・既設システムからの具体的なデータ移行に関する提案がされているか。
- ・作業ごとの工程、内容、役割分担が明確に提示されているか。
- ・本市職員の作業負担を軽減する工夫がされているか。

(5) 費用【30点】

- ・導入に係る見積額
- ・保守に係る見積額